

☆重要です！必ずお読みください

◇大分市から『転入届の特例』により転出される方へ◇

転出(予定)年月日 令和 年 月 日

マイナンバー(個人番号)カード、または住民基本台帳カードで転出(特例転出)された方は、新住所地での特例転入手続きの際、次のことに注意して届出をしてください。

異動される世帯員のどなたかお一人でも、マイナンバーカード、もしくは住民基本台帳カードをお持ちであれば、『転入届の特例』による転出をすることができます。

※転入届は、実際に住み始めてから14日以内に新住所地の市区町村に届出をしてください。

《転入届の際に必要なもの》

- ① 転入される方の「マイナンバーカード」、または「住民基本台帳カード」
(交付を受けて、持っている方のみ)

※新住所地での継続利用の手続きができるのは、本人もしくは同一世帯の方のみ。
数字4ケタの暗証番号の入力が必要です。

・「マイナンバーカード」をお持ちの方

「マイナンバーカード」



・「住民基本台帳カード」をお持ちの方

「住民基本台帳カード」



- ② 在留カードまたは特別永住者証明書、外国人登録証明書(外国籍の方のみ)
③ 窓口に行かれる方の本人確認書類
(マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付き)、運転免許証、パスポート、年金手帳、健康保険証など)

※代理人が転入の手続きをされる場合は、新住所地の市区町村へお尋ねください。

《転入届の特例の有効な期間》

※**転出届に記入された転出予定日から30日以内**、かつ**実際に転入した日から14日以内**

・この期間に転入届をされないと、マイナンバーカード、または住民基本台帳カードでの 転入ができなくなり、あらためて転出証明書をお取りいただくこととなります。

・本人もしくは同一世帯の方のみ手続きができます。

・4ケタの暗証番号を忘れてしまった場合は、転入先で暗証番号の再設定を行うことが可能です。

暗証番号の再設定は原則本人しか手続きができません。(法定代理人は手続可能)

※裏面もありますので、お読みください⇒

☆注意☆

≪マイナンバーカード、または住民基本台帳カードをお持ちの方は、新住所地の市区町村で
カード継続利用の手続きが必要です≫

※次のいずれかに該当する場合は、カードが失効し、継続利用の手続きができなくなります。

- ①転出届に記載された転出予定日から30日以内に転入届を行わなかった場合
- ②実際に転入した日から14日以内に転入届を行わなかった場合
- ③転入届をした日から90日以内に継続利用の手続きを行わなかった場合(転入手続きと同時に、カードの継続利用手続きを行うことができなかった場合)
- ④大分市で継続利用の手続きをせずに、他の市区町村に転出した場合

公的個人認証サービスの「署名用電子証明書」は失効します。

再度、マイナンバーカードへの格納を希望される場合は、新住所地の市町村で電子証明書の発行申請をしてください。

(注)住民基本台帳カードにつきましては、電子証明書が失効した場合、新たに電子証明書を格納することはできません。

電子証明書をご希望の方は、マイナンバーカードを取得してください。

■大分市からの転出を中止することになった場合

マイナンバーカード(または住民基本台帳カード)・本人確認書類をご持参のうえ、市民課及び各支所窓口で転出中止の届出をしてください。

■転出届を提出後で新住所地への転入前に、大分市の住民票の写し等が必要となった場合

転出異動日前日まで、大分市で交付できます。マイナンバーカード(または住民基本台帳カード)・本人確認書類・印鑑登録証(印鑑登録証明書が必要な場合)をご持参のうえ、市民課及び各支所窓口にご請求ください。

※転出届の提出後は、コンビニ交付サービスはご利用できません。

【大分市役所 連絡先】

市民課(本庁)	大分県大分市荷揚町 2-31	(097)537-5734
鶴崎支所	// 東鶴崎 1-2-3	// 527-2111
植田支所	// 大字玉沢 743-2	// 541-1234
大南支所	// 大字中戸次 5115-1	// 597-1000
大在支所	// 政所 1-4-3	// 592-0511
坂ノ市支所	// 坂ノ市南 3-5-33	// 592-1700
佐賀関支所	// 大字佐賀関 1407-27	// 575-1111
野津原支所	// 大字野津原 800	// 588-1111
明野支所	// 明野東 1-1-1	// 558-1255

大分市からの転出にともなうその他の主な手続き

大分市から転出するときに必要な主な手続きを記載しています。手続きの際にご確認ください。

また下記以外で、現在大分市で利用している制度やサービスがございましたら、それぞれの担当課へ手続きが必要な場合があります。詳しくはそれぞれの担当課へお問い合わせください。

■ 市立の小・中・義務教育学校に在籍している児童生徒 学校教育課 097-537-5903

在籍している学校に転学届をし、新住所地の学校へ渡す「在学証明書」「教科書給与証明書」を受け取ってください。転入届後の就学手続きは、市区町村で対応が異なりますので、転入先市区町村にお尋ねください。

■ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入している方 国保年金課 097-537-5736

転出する日までに国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、そのほか交付を受けた限度額適用認定証や高齢受給者証等をご持参のうえ、国保年金課で届出をしてください。

また、後期高齢者医療制度に加入している方で、大分県外へ転出される方は、国保年金課で後期高齢者医療負担区分証明書の交付を受けてください。

■ 国民年金を受給している方 国民年金室 097-537-5617

現在、日本年金機構からの郵便物が通称住所(公称住所以外の住所)宛てに送付されている場合は、年金事務所に住所変更届の提出が必要な場合がありますので、転入届を提出する市区町村を管轄している年金事務所にお問い合わせください。

■ 介護保険に加入している方 長寿福祉課 097-537-5741

65歳以上の方及び40歳から65歳未満で要介護認定を受けている方は、転出する日までに介護保険被保険者証を長寿福祉課に返還してください。

■ 児童手当・子ども医療費助成を受けている方 子育て支援課 097-537-5796

□児童手当 転出する日までに、子育て支援課で届出をしてください。

また、転出予定日から15日以内に転入先の市区町村の担当部署に届出をしてください。

□子ども医療費助成 大分市を転出する前日まで使用できます。(市外転出後は使用できません。)

■ おおいた子育てほっとクーポンについて 子育て支援課 097-537-5793

大分市を転出する前日まで使用できます。転出先が県内であれば、クーポンを持参のうえ、転入される市町村で引換交付の手続きをしてください。県外の市町村ではクーポンの使用はできません。

ただし、県内に再度転入される場合はクーポンが必要となる場合がありますので、紛失しないようご注意ください。詳細は転入される県内の市町村へお問い合わせください。

■ 保育施設等の手続き 子ども入園課 ①097-537-5794 ②097-537-5789

以下に該当する方は、転入先の市区町村で手続きが必要になります。詳細は転入先の市区町村の担当部署へお問い合わせください。

①転入先の市区町村内の認可保育施設の利用を希望する方、または転入市区町村以外の認可保育施設の申込み・継続利用をする方

②転入後、幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業などの利用において無償化を希望する方

郵送による手続き等で、直接担当窓口へ行くことが難しい場合は、上記連絡先へご相談ください。